

大 個 審 第 1 9 号
(答 申 第 2 1 9 号)
平成 2 2 年 7 月 2 7 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 市川 正人

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 2 2 年 7 月 2 3 日付け障企第 1 4 1 3 号で諮問のありました「障がい者の生活ニーズ実態調査」(以下「本件調査」という。)に係る大阪府個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 9 号に規定する目的外利用及び提供の禁止に対する例外事項に係る標記については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

- 1 本件調査のために用いる個人情報の管理責任者を定め、個人情報の漏えいの防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- 2 本件調査に関与する職員は、所管の所属長があらかじめ定めた者に限定し、可能な限り所管部署を中心とした必要最小限の人数とすること。
- 3 本件調査票は無記名とし、通し番号を付与しないなど各個人情報の収集に該当しない措置を講ずること。
- 4 可能な限り、1に定めた管理責任者があらかじめ定めた室内において作業を行うこととし、2に定めた職員以外の者が立ち入らないようにするとともに、回答者の住所・氏名等が記載された返信封筒等を紛失することのないよう、適切に廃棄すること。